

# FIFAの「連帯貢献金」制度と サッカー選手の育成促進

杉原 周治

愛知県立大学外国語学部准教授

## はじめに

サッカーの領域では、クラブによる若い選手の育成を財政的に支援する目的で、育成クラブに一定の要件の下で選手育成のための補償金の請求権を付与する制度が存在する。そのうちのひとつが、FIFAのレギュレーションで規定されている「連帯貢献金」の制度である。FIFAのこの制度は選手の国際移籍のケースでのみ適用されるが、日本では現在、日本国内で育成されたサッカー選手が海外のクラブ、とりわけヨーロッパのサッカーリーグに移籍するケースや、海外移籍した選手がその後さらに別の国の強豪クラブに移籍するケースが数多く見られ、それゆえ日本の育成クラブにとって、FIFAによるこの育成保障制度は特に大きな意味をもつと思われる。

もともと日本では、学校が当事者になるために連

帯貢献金を受け取らないケースがあるという特殊な事情に加えて、その複雑な構造ゆえ同制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。しかしながら、新型コロナウイルスの影響によって日本の育成クラブが非常に厳しい財政状況にある現状に鑑みれば、連帯貢献金の制度は今後も大いに活用すべきであると考えられる。そこで本稿は、こうした問題を検討する前提として、FIFAの連帯貢献金制度の概要およびその特徴につき、とりわけ①連帯貢献金の目的と構造、②連帯貢献金の債務者、③連帯貢献金の債権者、という三つの観点から分析を加えることにしたい。

## 連帯貢献金の目的と構造

FIFAの連帯貢献金は、とりわけユース選手の育成支援のための効果的な手段として構築された制度であり<sup>1</sup>、「連帯メカニズム」(solidarity mechanism)とも呼ばれている。連帯貢献金に関する最も重要なFIFAの規則は、2001年9月1日発効のFIFAの「サッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーション」(「Regulations on the Status and Transfer of Players」、以下、「RSTP」と略記)である<sup>2</sup>。RSTPは、第一次的に、第1条1項において、「本レギュレーションは、選手の地位、組織化されたサッカー内での選手の競技資格、および異なるサッカー協会に属するクラブ間での選手の移籍に関する、一般的かつ拘束力ある規定を含む」

### すぎはら しゅうじ

広島大学大学院社会科学部研究科博士課程。博士(法学)。専門分野は、憲法、メディア法、ドイツ法。東京大学大学院情報学環助教を経て現職。

論文に、「サッカーにおけるトレーニングコンペンセーションと労働者の自由移動」EU法研究10号58頁以下(2021)、「第22次改正放送州際協定と公共放送のテレメディア任務」情報通信政策研究3巻2号71頁以下(2020)、「国家による芸術助成と表現の自由：『あいちトリエンナーレ2019』問題を素材として」法学教室472号49頁以下(2020)、ほか。

と規定する。換言すれば、RSTPの規定は、それぞれ異なるサッカー協会に所属する二つのクラブの間の移籍、すなわち「国際移籍」(internationale Transfers) についてのみ定めている<sup>3</sup>。それゆえ、FIFAの連帯貢献金制度は、選手の国際移籍の際にのみ妥当し、国内移籍には適用されない。かつて、この国際移籍の要件がEC競争法に違反するか否かが、ウルグアイのサッカー選手(Fabían Carini)の移籍に関する事案でスイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所(以下、「CAS」と略記)で争われたが、結論としてCASは2007年11月28日の仲裁判断<sup>4</sup>において、FIFAの連帯貢献金制度はEC法に違反しないと解している。

RSTPの規定のうち、連帯貢献金に関する最も重要な条文は第21条である。同条項は、「ある選手が自己の契約満了前に移籍した場合、同選手のトレーニングおよび育成に貢献した全てのクラブは、同選手の移籍元クラブに支払われる補償の一部(連帯貢献金)を獲得する。連帯貢献金に関する諸規定は、本レギュレーションの附則5で定められる」と規定する。さらに、同規定を受けてRSTPは、附則5(Annex 5)の第1条1項において、「あるプロ選手が契約期間中に移籍した場合、同選手のかつての所属クラブに支払われたトレーニングコンペンセーションを除く、この移籍の枠内で支払われたあらゆる補償金の5%が、この補償金の総額から控除され、かつ同選手の数年に渡るトレーニングおよび教育に従事したクラブに対して連帯貢献金として移籍先クラブによって分配されなければならない。この連帯貢献金は、当該選手が12歳と23歳のシーズンの間にそれぞれの〔育成〕クラブで費やした年数に比例する」と規定している<sup>5</sup>。

すなわち、FIFAの「連帯メカニズム」とは、あるプロサッカー選手がその労働契約期間中に国際移籍をした場合、同選手が12歳から23歳まで所属していたすべてのクラブが、同選手の獲得クラブからいわゆる「連帯貢献金」を受け取ることができる制度をいう。逆に言えば、①アマチュア選手のクラブ移籍、②プロ選手の労働契約満了後の移籍、または③プロ選手の国内移籍に際しては、連帯貢献

金は発生しない<sup>6</sup>。

上記のRSTP附則5第1条1項が「あらゆる補償金」と規定していることから、労働契約期間中であれば、プロ選手の期限付移籍、すなわち「レンタル移籍」に際してのレンタル料にも連帯貢献金が及ぶと解されている。また、アルゼンチンのサッカー選手(Mauro Zárate)の移籍をめぐる、サッカー選手とクラブ間で締結されたいわゆる「契約解除条項」(buy-out clause)に基づき発生した契約解除違約金に対しても連帯貢献金が適用されるか否かが争われたことがあるが、CASは2011年9月28日の仲裁判断<sup>7</sup>において、結論として移籍先クラブに対して連帯貢献金の支払いを命じている。

さらに、連帯貢献金の支払いに際しては、移籍した当該プロ選手が当時の育成クラブにおいてアマチュア選手として登録されていたか、またはプロ選手として登録されていたかは問題とはならない。加えて、後者のケースにおいては、当該選手が育成クラブにおいてレンタル選手として登録されていた場合でも連帯貢献金は発生しうる<sup>8</sup>。

## 連帯貢献金の債務者

連帯貢献金の債務者は、プロサッカー選手が自己の労働契約期間中に移籍した先のクラブである(RSTP附則5第1条)。この点、RSTP附則5第2条2項1文は、「選手証に記載された選手の経歴に基づき連帯貢献金の総額を算定し、これを分配することは、新しいクラブの義務である」と規定する。すなわち、連帯貢献金を自発的に支払うだけでなく、選手証(Player passport)に基づきその金額を算定し、保有・分配することは、第一次的に移籍先クラブの義務であるとされている<sup>9</sup>。

### (1) RSTP附則5第1条1項に規定する分配率

プロサッカー選手が契約期間内に移籍する場合、移籍先クラブから移籍元クラブへ支払われる補償金のなかから5%が差し引かれる。この控除額は、連帯貢献金として、当該選手が12歳から23歳までに所属したクラブに対して、その育成期間に基

づく分配率に応じて支払われる。

RSTP附則5第1条1項によれば、連帯貢献金の算定は、以下のようになされる。すなわち、当該選手の育成期間のうち初めの4年間（12歳から15歳まで）のシーズンについては、それぞれの育成期間に割り当てられる連帯貢献金は移籍補償金の5%の5%、すなわち移籍補償金の0.25%となる。当該選手が16歳の誕生日を迎えるシーズン後は、それぞれの育成年毎の連帯貢献金の割当額は移籍補償金の5%の10%、すなわち移籍補償金の0.5%となる。ただし、当該選手が、各シーズンの終了前に移籍した場合には、その育成年に割り当てられる連帯貢献金は日割り(Pro-Rata-Basis)で算定される。

さらに、同選手が、移籍元クラブとの契約期間中に、かつ23歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に移籍した場合、連帯貢献金として移籍補償金から差し引かれる金額は5%を下回る<sup>10</sup>。例えば、当該選手が20歳の誕生日となるシーズンの終了後に移籍元クラブから新たなクラブへ移籍した場合、21歳から23歳までの3シーズン分の連帯貢献金は発生しないため、かつての育成クラブに支払われる連帯貢献金の総額が5%より少なくなる。つまりこの場合、連帯貢献金の総額は移籍補償金の5%ではなく3.5% ( $5\% - 1.5\% = 3.5\%$ )となり、この3.5%分が、連帯貢献金として各育成クラブに分配されることになる。その際、移籍補償金の残りの96.5%は、選手の移籍元クラブが獲得することとなる<sup>11</sup>。

## (2) 連帯貢献金の保有および分配

上述のように、連帯貢献金を算定するだけでなく、それを保有および分配することは、第一次的に移籍先クラブの義務である。この連帯貢献金の支払いの履行期は、RSTP附則5第2条1項によれば、「当該選手が〔移籍先クラブに〕登録されたのち30日以内」、または「〔移籍補償金の〕支払いが条件付でなされる場合には、個々の〔移籍補償金〕支払いの履行期の後30日以内」、とされている。つまり、移籍先クラブは、選手の登録後30日以内、または移籍補償金の支払いの履行期後30日以内に、連帯貢献金の債権者である育成クラブの情報

を調査し、連帯貢献金を算定し支払わなければならない<sup>12</sup>。

この「30日以内」という期限につき、一方で、この履行期に移籍先クラブが履行をしないときは、移籍先クラブは、連帯貢献金の債権者である育成クラブに対して5%の利息の支払い義務を負うとされている<sup>13</sup>。他方で、育成クラブは、この期限の到来前に、連帯貢献金を請求するための法的手続を開始することはできないと解されている<sup>14</sup>。また、RSTP第25条5項1文に従えば、育成クラブによる連帯貢献金の請求権は、「当該紛争の原因となった事件」から2年が経過すれば時効により消滅する。

## (3) 選手証の確認

移籍先クラブによる連帯貢献金の算定および分配に際して重要な役割を果たすのが「選手証」である。この選手証には、当該選手に関する必要な情報とともに、同選手が12歳の誕生日のシーズン以後に登録された全クラブが記載されていなければならない（RSTP第7条）。選手証の記載が不完全である場合には、第一次的には、当該選手が必要なる情報を提供するなどして、移籍先クラブの義務の履行を支援しなければならない（RSTP附則5第2条2項2文）。それにもかかわらず当該選手の育成期間ないし育成クラブの存否が不明確であり、それゆえ当事者間で連帯貢献金の金額や支払いの適否につき争いが生じた場合には、証明責任の分配の問題が生じうる。この問題は、かつてFIFAの紛争解決機関である「DRC」（Dispute Resolution Chamber）において争われたことがあるが、結論としてDRCは2006年9月28日の裁定<sup>15</sup>において、連帯貢献金を請求する育成クラブが選手証の不完全に対するリスクを負うべきであると判断している。

## 連帯貢献金の債権者

RSTP附則5第1条1項によれば、あるプロサッカー選手がその契約期間中に移籍した場合、原則として、同選手の育成に貢献したすべての育成クラ

ブが連帯貢献金の債権者となる。加えて、同2条3項によれば、当該選手が育成を受けた国のサッカー協会も、一定の要件の下で育成クラブに代位して連帯貢献金を請求しうるとされている。

## (1) 育成クラブ

上述のように、あるプロサッカー選手が労働契約の満了前に国際移籍をした場合、当該選手の育成に貢献したすべてのクラブは原則として連帯貢献金の請求権を取得する。連帯貢献金の請求権が発生する育成期間は、当該選手が12歳から23歳を迎えるシーズン、つまり12年分である(RSTP附則5第1条)。

ただし、ここでいう「クラブ」は、各サッカー協会の構成員となっているクラブのみをいうと解されている。つまり、「加盟クラブ」(affiliated club)のみが連帯貢献金を請求できる。なぜなら、連帯貢献金につき規定するRSTP附則5にいう「クラブ」は、FIFAの構成員である各国サッカー協会に所属するクラブをいい、非加盟クラブはFIFAの組織の外部に存在するため、RSTPで規定される連帯貢献金の請求を行使できないからである<sup>16</sup>。実務においても、CASは、ブラジルのサッカー選手(Cicinho)のサンパウロFCからリアル・マドリードの移籍に際してブラジルサッカー協会(CBF)が連帯貢献金を請求した事案につき、2012年7月25日の仲裁判断においてこのことを認めている<sup>17</sup>。

## (2) 国内サッカー協会

RSTP附則5第2条3項は、「サッカー協会は、当該プロ選手のトレーニングおよび教育に関与した自己の加盟クラブのひとつが、もはや組織化されたサッカーに参加していないこと、および(または)、とりわけ破産、清算、解散もしくはメンバーシップの喪失によってもはや存在していないことを証明する限りにおいて、本来は同クラブに与えられるべき連帯貢献金の取り分の請求権を有する。この連帯貢献金は、同協会のユースサッカー促進プログラム(youth football development programmes)のために用いられる」と規定し、当該選手が育成を受け

た国のサッカー協会も育成クラブに代位して連帯貢献金を請求することができる。

本条項によれば、国内サッカー協会は、連帯貢献金の請求権を取得するために、選手の育成に関与した「自己の加盟クラブ」が、もはや同サッカー協会の構成員ではないこと、または破産や清算等によって存在していないことを証明しなければならない。加えて、これらの要件の下でサッカー協会に支払われた連帯貢献金は、同協会のユース選手の促進プログラムのために使用されなければならないとする。

この点につき、国内サッカー協会が非加盟クラブに代わって連帯貢献金を請求しうるか否かという問題があるが、上述のCASの2012年7月25日の仲裁判断は、こうしたケースにおける国内サッカー協会の連帯貢献金請求権は認められないと判断している。

## むすびにかえて

現在、新型コロナウイルスの影響で、Jリーグの各クラブは苦しい経営を強いられている。すなわち、Jリーグは、2021年7月29日、2020年度のJ1からJ3までの全56クラブの財務状況を開示したが<sup>18</sup>、それによれば、全56クラブのうち35クラブが赤字、10クラブが債務超過に陥っており、加えて債務超過に陥ったクラブのうち3チーム(仙台、C大阪、鳥栖)がJ1のクラブであった。

さらに、こうした状況はアマチュアレベルでも同じであり、新型コロナウイルスの影響を受けて、Jリーグの各クラブがサッカースクールを含む育成組織の活動を休止させたり<sup>19</sup>、また、街クラブや地域クラブでも会費の収入減で経営難に苦しみ指導者の解雇や活動休止を余儀なくされる事例も見られた<sup>20</sup>。このように、新型コロナウイルスの感染拡大は子どもやユース選手のスポーツ育成活動にも深刻な影響を与えており、とりわけ若手選手の育成クラブを財政的にどのように救済していくかという問題が生じている。こうした状況下で、さらには政府による財政支援も期待出来ないなかで、連帯貢献金制

度を積極的に活用することは、今後、日本の育成クラブに対する有効な支援対策のひとつになりうると考えられる。■

《注》

- 1 Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar zum Reglement bezüglich Status und Transfer von Spielern (01. 11. 2021), S. 129; M. Stopper/S. Karlin, in: M. Stopper/G. Kentze (Hrsg.), Handbuch Fußball-Recht, Kapitel 16 Rdnr. 58 f.
- 2 Vgl. V. Derungs, Ausbildungsentschädigung und Solidaritätsbeitrag gemäss dem Reglement der FIFA über den Status und Transfer von Spielern, in: J. Kleiner/M. Baddeley/O. Arter (Hrsg.), Sportrecht Band I, Bern 2013, S. 385.
- 3 Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 1), S. 128.
- 4 CAS 2007/A/1287, *Danubio FC v. FIFA & FC Internazionale Milano S.p.A.*, Award of 28 November 2007.
- 5 RSTP附則5第1条1項1文でも言及されている「トレーニングコンペンセーション」につき、さしあたり、杉原周治「サッカーにおけるトレーニングコンペンセーションと労働者の自由移動」EU法研究10号58頁以下(2021)、同・『『トレーニングコンペンセーション』の不払いに基づくサッカークラブに対する強制降格処分の適法性(1)(2・完)』愛知県立大学大学院国際文化研究科論集22号149頁以下、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)53号123頁以下(2021)を参照。
- 6 Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 387.
- 7 CAS 2011/A/2356, *SS Lazio S.p.A. v. CA Vélez Sarsfield & FIFA*, Award of 28 September 2011.
- 8 Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 391.
- 9 Frans de Weger, *The Jurisprudence of the FIFA Dispute Resolution Chamber*, 2nd edn. TMC Asser Press, The Hague (2016), pp. 452-454.
- 10 Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 1), S. 129; Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 390.
- 11 Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 390.
- 12 Vgl. Stopper/Karlin, a. a. O. (Anm. 1), Kapitel 16 Rn. 60.
- 13 Frans de Weger, *supra* note 9, p. 452.
- 14 *Ibid.*, p. 455.
- 15 DRC 28 September 2006, no. 961202B.
- 16 Frans de Weger, *supra* note 9, pp. 449 and 465.
- 17 CAS 2011/A/2635, *Real Madrid Club de Futbol v. BF and Sao Paulo FC*, Award of 25 July 2012.
- 18 Jリーグの「2020年度クラブ経営情報開示資料(2021.7.29)」を参照。
- 19 2020年3月19日付の朝日新聞朝刊17頁を参照。
- 20 例えば、2020年4月21日付の朝日新聞朝刊15頁、同年8月6日付の朝日新聞夕刊7頁、同年11月20日付の朝日新聞朝刊23頁等を参照。

(付記) 本稿は、令和3年5月に愛知県立大学から交付された「令和3年度学長特別研究費」による研究成果の一部である。

